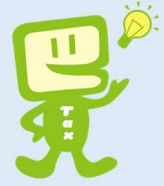




# 令和6年分以降に新たに 住宅ローン控除を受けられる方へ



住宅ローン控除を受けるためには、

「住宅ローン控除の適用申請書」の提出が必要です！

令和6年以降に居住を開始する場合において、  
住宅ローン控除を受けるためには、金融機関にマイナンバーを記載した「住宅ローン控除の適用申請書」の提出が必要となります。

- ▶ 「年末残高調書」の提出に対応した金融機関（※）からの借入れに限ります。金融機関は、当該適用申請書の内容に基づき、「年末残高調書」を税務署に提出することとされています。
- ▶ 令和5年分以前に居住した場合は、原則、提出は不要です。

（※）対応金融機関については、国税庁ホームページに順次掲載予定です。

## ▶ 税務手続方法について

「住宅ローン控除の適用申請書」をご提出いただいた方については、住宅ローン控除に係る確定申告手続の際、マイナポータルと連携することにより、年末残高等の情報を取得し、確定申告書に自動入力することができます！

- ✓ 令和6年分以降の所得税等の申告等（令和7年1月以降の手続）が対象です。
- ✓ 年末残高等の情報の取得にはe-Taxやマイナポータルなどの事前準備が必要です。詳しくはチラシ裏面をご覧ください。
- ✓ 手続や事前準備の詳細については、おって国税庁ホームページにてご案内する予定です。

制度の概要や年末残高調書の提出に対応している  
金融機関等については、  
国税庁ホームページをご覧ください。



# マイナポータルと連携して確定申告を行うための事前準備

- ▶ 住宅ローン控除の適用を受けるためには、控除を受ける最初の年において確定申告を行う必要があります。

※2年目以降はお勤め先にて年末調整により適用が可能

- ▶ 年末残高等の情報を取得して申告するためには、居住を開始した年内中に以下の事前準備を行ってください。

## STEP 1

マイナンバーカードを使ってe-Taxを利用するための準備を行う

手順方法は[こちら](#)



## STEP 2

マイナポータルと連携するための準備を行う

- マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxの連携を行います
- 詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください



## STEP 3

e-Taxのマイページから情報取得を希望する旨の登録を行う

- マイページにアクセスして「e-Taxからの情報取得を希望する」設定を行います
- カナ氏名の入力とマイナンバーカードの読取を行います

(マイページ画面イメージ)

マイナンバーカードによる本人確認/情報取得希望

マイナンバーカードによる本人確認

e-Taxからの情報取得

e-Taxからの情報取得を希望すると、申告書等作成時に必要な各種情報を取得することができます。取得できる情報の詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

情報取得を希望するにあたっては、マイナンバーカードによる本人確認の手続きとは別に、マイナンバーカードの読み取りと券面事項入力補助用パスワード(4桁の数字)の入力が必要となります。

e-Taxからの情報取得を希望する

本人確認のため、ご自身のカナ氏名を入力してください。

必須 姓(フリガナ)

例) コクゼイ 0/59

必須 名(フリガナ)

例) タロウ 0/59

必須 マイナンバーカードの読み取り

この端末で読み取り

QRコードの表示

マイページで

- ✓ カナ氏名の入力
- ✓ 券面事項の読取
- ✓ 本人確認

を行います

年末残高等の情報は翌年2月中旬頃にe-Taxメッセージボックスに提供予定です  
確定申告書の作成は、国税庁HP「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください